

シンフォニア岩国 利用料金還付の手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため下記対象期間中に施設利用の取消をお申しいただいた場合に、既に納入された利用料金を全額還付いたします。

施設利用の取消、または延期をご検討されている場合、事前にシンフォニア岩国までご連絡をお願いいたします。

すでにお取消済みのご利用者様につきましては、当館よりご連絡させていただきます。

その他、ご不明な点がございましたら、シンフォニア岩国までお問合せくださいませ。

【対象期間】

2020年2月26日(水)～2021年3月31日(水)

※上記期間中に施設利用の取消を申し出られた方が対象となります。

※以下の日程は休館日となっております。

休 館 日				
2020年	7月14日(火)	9月10日(木)	10月12日(月)	12月9日(水)
年末年始	2020年12月29日(火)～2021年1月3日(日)			
2021年	2月14日(日)		3月4日(木)	

【還付申請手順】

① 取消のお申出

事前にシンフォニア岩国までご連絡ください。

※既にお取消済みの場合、当館よりご連絡いたします。

※ご利用施設によってお申出の期限が異なります。必ず下記【参考表】をご確認くださいませ。

② 申請書類の提出

ご案内した期日までに指定の申請書類を郵送にてご提出ください。

【留意事項】

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため取消された場合のみ対象とさせていただきます。

※ 上記対象期間を過ぎてお申し出いただきましても、全額還付の対象とはなりませんので予めご了承ください。

※ 別途舞台の要員を依頼されている場合には、使用日の1ヶ月前までに利用についての状況をお知らせください。

【参考表】

施設	お申し出期限
コンサートホール・多目的ホール・企画展示ホール	使用日の1ヶ月前まで
大会議室	使用日の1ヶ月前まで
特別会議室	使用日の前日まで
和室	使用日の前日まで
練習室・リハーサル室	使用日の前日まで